

保護者の皆様へ

越前市市民福祉部こども家庭課

令和4年度 公立園の施設型給付費の給付額について

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定を受けたお子さんが、保育所・認定こども園や地域型保育事業を利用した場合に、その経費に対し給付費が支給されています。この給付費のことを「施設型給付費」「地域型保育給付費」といいます。

この給付費は、お子さんに直接支給するものではなく、市から施設に支払う仕組み（法定代理受領といいます）となっています。

法定代理受領については、個人の給付額に関して利用者に通知する必要があるため、公立園の施設型給付費相当額について、令和4年度の給付額をお知らせします。

◎このお知らせは令和4年度の実績を報告するものです。これにより、追加の給付や保育料の支払・還付が発生することはありません。

◎私立認定こども園、地域型保育事業については、施設からお知らせを行います。

◎私立保育所については、公定価格による基準額を委託費として市から施設に支払っているため、このお知らせの対象外となります。

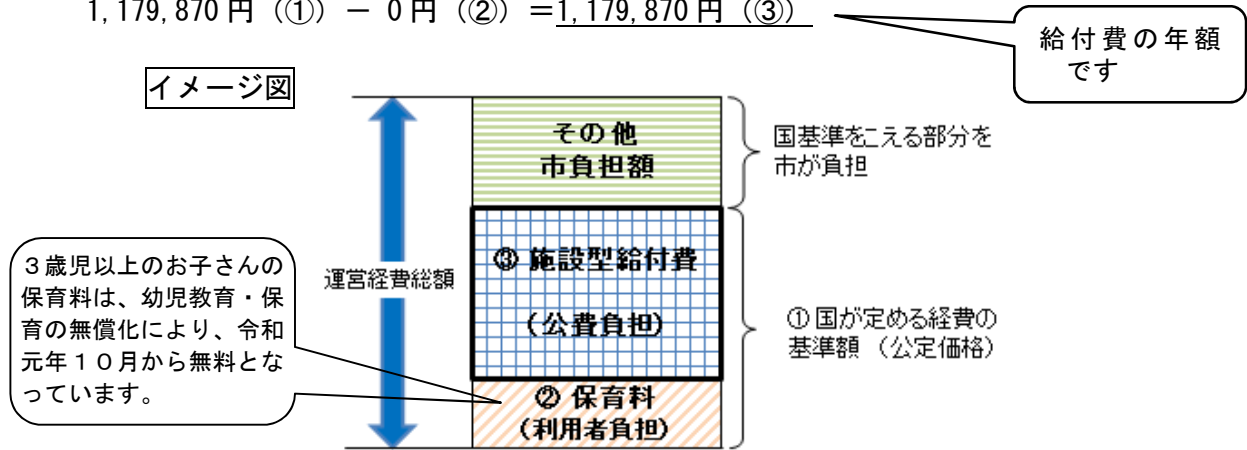
1 施設型給付費とは

施設型給付費・地域型保育給付費は、子ども1人ごとの教育・保育に要する経費のうち、国が定めた基準で算定した額（公定価格）から利用者負担額（保育料）を差し引いた公費による負担額です。

$$\text{③ 給付費} = \text{① 国が定める経費の基準額（公定価格）} - \text{② 利用者負担額（保育料）}$$

【例1】保育標準時間の0歳児で、保育料が12階層（53,000円/月）の場合
2,232,360円（①） - 636,000円（②） = 1,596,360円（③）

【例2】幼稚部（1号認定）の3歳児（保育料は無償化により0円）の場合
1,179,870円（①） - 0円（②） = 1,179,870円（③）



2 令和4年度における公立園の施設型給付費（相当額）

公立認定こども園及び公立保育所を利用する子ども1人に対する年間の給付費は、次の表のとおりです。

公立園は市直営のため、施設型給付費を市から園に支払うことは行っていません。国が示す公定価格の一般的な水準を給付費相当額としてお知らせいたします。

給付費は、教育・保育給付認定の区分や、年齢、保育料などにより一人一人異なります。お子さんの状況に当てはめてご確認ください。

(1) 保育標準時間認定

クラス年齢	公定価格 (年額)	市基準保育料 (年額)	施設型給付費 (年額)
0歳児	2,200,320円	0～636,000円	1,564,320円～2,200,320円
1-2歳児	1,359,240円		723,240円～1,359,240円
3歳児	803,400円	0円	803,400円
4-5歳児	656,760円		656,760円

(2) 保育短時間認定

クラス年齢	公定価格 (年額)	市基準保育料 (年額)	施設型給付費 (年額)
0歳児	2,135,400円	0～625,200円	1,510,200円～2,135,400円
1-2歳児	1,294,320円		669,120円～1,294,320円
3歳児	738,480円	0円	738,480円
4-5歳児	591,840円		591,840円

(3) 教育認定(1号認定)*認定こども園のみ

クラス年齢	公定価格 (年額)	市基準保育料 (年額)	施設型給付費 (年額)
3歳児	711,600円	0円	711,600円
4-5歳児	560,400円		560,400円

※お子さんの教育・保育には、上のような費用がかかっています。全体の費用の一部を保育料として負担していただいていますので、園をお休みされても保育料がかかることについて、ご理解をお願いいたします。

担当：越前市こども家庭課 保育グループ
TEL 0778-22-3006